



第13回会員交流会

川口市マンションコミュニティ連絡協議会

日時：H28年8月19日（金）18時から

場所：かわぐち市民パートナーステーション会議室1

（川口駅東口すぐ キュポ・ラM4階）

テーマ：『防災体制』を創るために！！

各マンションでの『防災体制』はまだまだ確立されていないのが現状です。『防災』に取り組んで来ましたが最終章として『防災自治会』を立ち上げるまでの手順の説明、その他の体制作り等を検証し、今後どのような『防災体制』作りに取り組むかを話し合いたいと思います。

参加費無料 当日会員申込み出来ます。電話・メール・FAXでどうぞ。

メール：kei-sun@ninus.ocn.ne.jp

TEL：048-227-7633 担当：千葉

FAX：048-226-7718

氏名	
住所	
マンション名	
電話	
メール	

テーマ: マンションの防災体制作りに向けて

1. 川口市との協定が成立

⇒自治会を独自で設立していないマンションに於ける自主防災組織への活動に川口市・危機管理部が一定の基準に基づき支援する



『一時緊急避難マンション』(略称: IHM)

⇒減災の観点から現実的な対応を実施

2. 『一時緊急避難マンション』の設立の要件

- ①マンション内で居住者から設立の理解を得る(できれば管理組合で図る)
- ②マンション内で**防災リーダー**(川口市で認定・講習会参加にて取得)を設置(規模により3人から5人)
- ③防災組織を設置有無はマンションの判断に委ねる
- ④『一時緊急避難マンション』としての責任者は確立させる(例、管理組合・ボランティアG/有志会等)
- ⑤近隣の住民の緊急時(水害等による浸水時)の一時緊急避難所として近隣町会と協定を締結

3. 『一時緊急避難マンション』の設立に関して

⇒管轄主体は川口市 危機管理部 防災課であり、当マンション協議会と連携して準備にあたる。

4. 『防災自治会』が樹立されるとどのようなメリットがあるか

- ⇒居住者(管理組合)間での問題意識が高まりコミュニティ作りにもなる
- ⇒マンション内の災害発生時の自助共助の体制が確立される 安全安心な生活環境作り
- ⇒必要な防災資材を購入するに当たり助成金を受けられる
- ⇒周辺の町会とも情報の共有化が図れる 地域とのコミュニティの形成

5. 協議会としての今後の活動

- ⇒危機管理部との折衝窓口の確立 防災体制作りの分科会(4~5人)⇒個別の相談窓口
- ⇒モデルマンション(選定)のノミネートにより成功事例を(1~2件/28年度)

6. 協議会のHPの変更

⇒HPのURLが <http://kmc-rk.org/>に変更となりました。今後協議会の案内等を掲載予定

現在テスト中